

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



「個人情報保護法」が改正されてほとんどの事業者が対象になりました

町田市経営診断協会 中筋一郎 (中小企業診断士)

平成二十九年五月三十日施行

個人情報保護法の改正

これまで、保有している個人情報の数が五千人以下の事業者などの場合は、個人情報保護法が適用されませんでした。このこと自体を知らない事業者も数多いともいわれています。今回の改正ではこの例外規定が撤廃されたことから、基本的にはすべての事業者が個人情報取扱事業者となります。

「個人情報保護法にどう対応すれば良いの？」と今回の改正で、新たに対応される中小企業等の皆さんが気を付けないといけないポイントをまとめてみました。

- ① 個人情報保護法の目的
- ② 個人情報とは
- ③ 個人情報を流出させると…
- ④ 五つのチェックポイント

① 個人情報保護法の目的

情報化社会の発展により、「個人情報」を利用した色々なサービスが提供され、私たちの生活は、大変便利なものになってきています。一方、個人情報の漏えい・不正取得・不正利用などの危険性も高まっています。そのため、個人情報を保有する事業者などは、法律に定める個人情報の適正な取扱いを守らなければならないとされています。

② 個人情報とは？

法律では、「個人情報」を①特定の個人を識別することができるもの及び②他の情報と容易に照合することができるのできるものと定義しています。今回の改正では、新たに「個人識別符号」という定義を設け、個人情報に該当する情報を「個人識別符号」として政令で列挙できるようにしています。

【主な個人情報】

氏名・生年月日・住所・電話番号／クレジットカード情報／顔の画像／防犯カメラ（画像・音声データ）／銀行口座番号／個人識別が可能なメールアドレスなど

【主な個人識別符号】

指紋認証・顔認証データ／パスポート番号／免許証番号／端末IDや機器に関する情報データなど

③ 個人情報を流出させると…

個人情報保護を怠り不適正な管理によって個人情報が流出した場合、事件・事故の公表によって、会社は重大なダメージを受けます。

例えば、法律上の義務や主務大臣の命令に違反した場合、「六ヶ月以下の懲役または三十万円以下の罰金」の刑事罰が課せられる恐れがあります。更に、流出した個人情報の本人から、流出による被害などの損害賠償民事訴訟のリスクが発生します。

間接的な損害としては、社会的信用を失い売上の減少を招いたり、信用を回復するために多大な時間とコストを要する恐れがあります。

④ 五つのチェックポイント

「うちの会社はきちんと個人情報保護に対応していますよ」と自信を持ってアピールすることができれば、貴重な（お客様）個人情報を入手することができます可能性が高まります。

お客様や従業員の個人情報を適切に管理するために、次の五つのルールをきちんとつくり、日々確認しましょう。特に、一人の理解不足やミスにより大きな問題となりかねませんので、ルールについての社員教育が重要なポイントとなります。

● 個人情報を取得する時のルール

企業が個人情報を取得するときは、何に使うか目的（例えば商品を届けるために住所を確認する）を決めて本人

に伝えるか店頭の掲示などでお客様に公表する必要があります。

● 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。例えば、納品目的で取得した情報で商品の紹介をすることはできません。取得した個人情報を特定の目的以外で利用したい場合には、本人の同意を得るようにしてください。

● 個人情報を保管する時のルール

取得した個人情報は安全に管理する必要があります。パソコン上で管理する場合は、パスワードを設定したり、書類でまとめた場合は、施錠できるロッカーなどで保管するなどの工夫が求められます。

● 個人情報を他人に渡すときのルール

原則として、個人情報を他人に渡す場合、本人の同意が必要です。ただし、災害時など人命に関わる場合で、本人から同意を得ることが困難な場合などの例外規定があります。

● 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

保有している個人情報について、本人から開示等を求められた場合、その対応が必要になります。特にその利用目的を問われた際には、答えられるようにしておきましょう。

町田市でも、自社の個人情報保護方針をホームページ上で公開されている事業者は数多くあります。ご同業の事業者のホームページなどご参考にされたいかがでしょうか。